

上越市における良好な景観形成のための 屋外広告物ガイドライン

「自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち」の実現に向け、
質の高い屋外広告物の普及による、より良い景観形成に向けて

《屋外広告物ガイドラインの目的》

- ◆屋外広告物は、経済活動を行う上での重要なコミュニケーションツールであると同時に、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、双方の両立に加え安全面の配慮も必要です。
- ◆本ガイドラインは、主に景観形成の観点から、屋外広告物に関する上越市独自の配慮事項を示すことにより、屋外広告物の設置者、市民及び行政が理解を深め、屋外広告物の目指すべき将来像の共有を図ることを目的とし、質の高い屋外広告物の普及による、より良い景観形成を目指すものです。

《屋外広告物の目指すべき将来像》

- ◆当市が考える屋外広告物の目指すべき将来像は、以下のとおりです。



- 【調和】：地域の自然、歴史、文化等と調和した屋外広告物の普及を目指します。
- 【保全】：自然景観や文化的景観等の保全に配慮した屋外広告物の普及を目指します。
- 【創出】：楽しく、美しい良好な景観を創出する屋外広告物の普及を目指します。
- 【持続可能性】：地域の持続可能性に貢献し、安全な屋外広告物の普及を目指します。

1. 一般配慮事項 - 市内全域において満たすことを推奨する基本的な配慮事項 -

1-1 周囲の景観要素との調和

◆周囲の景観要素や他の広告物との整合を図り、まちなみとの調和に配慮しましょう。

◆複数の広告物の需要がある場合、集約に努めましょう。

※周囲の景観要素とは、周囲の広告物・建築物・背景となる山並み・海岸線等、広告物の周囲の視認できる要素を指します。現地を調査し、周囲の景観要素を把握することが大切です。



現状のイメージ



推奨のイメージ

1-2 一体的に建築される建築物等との調和

◆建築物等の大きさや形態・意匠・色彩等との調和を図り、一体的な景観を創出しましょう。

◆建築物等とのバランスを考慮した意匠となるよう配慮しましょう。



現状のイメージ



推奨のイメージ①



推奨のイメージ②

1-3 色彩の工夫によるまちなみの演出

◆華やかな意匠や高彩度の色彩の使用を控え、整ったまちなみを演出しましょう。

◆大切にしたい色彩を決め、使用色数を抑えることで企業カラーの認知度向上を図りましょう。

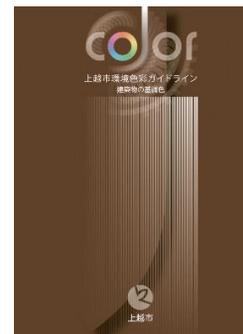
◆上越市環境色彩ガイドラインを参考に色彩を設計しましょう。



現状のイメージ



推奨のイメージ



上越市環境色彩ガイドライン

1-4 適切な維持管理の徹底

◆耐久性・耐候性のある材料の使用に努めましょう。

◆日常的に点検を実施し、適切な維持管理に努めましょう。

◆劣化や破損を確認したら、速やかに修繕や更新を行いましょ

◆不要となった屋外広告物は速やかに撤去しましょ



管理不全の看板イメージ

2. 地域別配慮事項 - 景観特性に応じて満たすことを推奨する地域別の配慮事項 -

2-1 歴史・文化地域：歴史的なまちなみや文化的景観等との調和

※「歴史・文化地域」とは、歴史的なまちなみや文化的景観が現存する地域です。

- ◆歴史的なまちなみや文化的景観等の美しい眺望を妨げないようにしましょう。
- ◆地域の景観特性に応じた素材や掲出方法により、地域の魅力向上を図りましょう。
- ◆照明の光色は暖かみのあるものにしましょう。
- ◆地域独自で景観形成のためのルールなどを定めている場合は整合を図りましょう。



2-2 市街地地域：経済活動と良好な景観形成の両立

※「市街地地域」とは、概ね用途地域の指定がある地域です。

- ◆楽しく、美しい屋外広告物により、賑わいの創出と良好な景観形成を両立しましょう。
- ◆質の高い屋外広告物により、企業のイメージ向上や地域の魅力向上を図りましょう。

2-3 自然地域：自然景観との調和

※「自然地域」とは、概ね用途地域の指定がない地域です。

- ◆自然景観の美しい眺望を妨げないようにしましょう。
- ◆自然に配慮した素材や色彩の使用に努めましょう。
- ◆現地の夜間の状況を踏まえ、照明は必要最低限としましょう。

3. その他の規制事項 - 各種法令に基づく規制事項 - ※詳細は各種計画を参照

3-1 上越市景観計画に基づく景観づくり重点区域

※根拠法令：景観法

- ◆良好な景観づくりを推進していくため、区域の特性を活かした基準を設け、景観づくりを図る区域です。景観づくり地区計画において規制内容を規定しています。

3-2 地区計画に基づく地区計画区域

※根拠法令：都市計画法

- ◆地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために定めている計画です。地区整備計画において規制内容を規定しています。

➤上記規制の対象区域は「上越市地図情報サービス eマップじょうえつ」で確認できます。

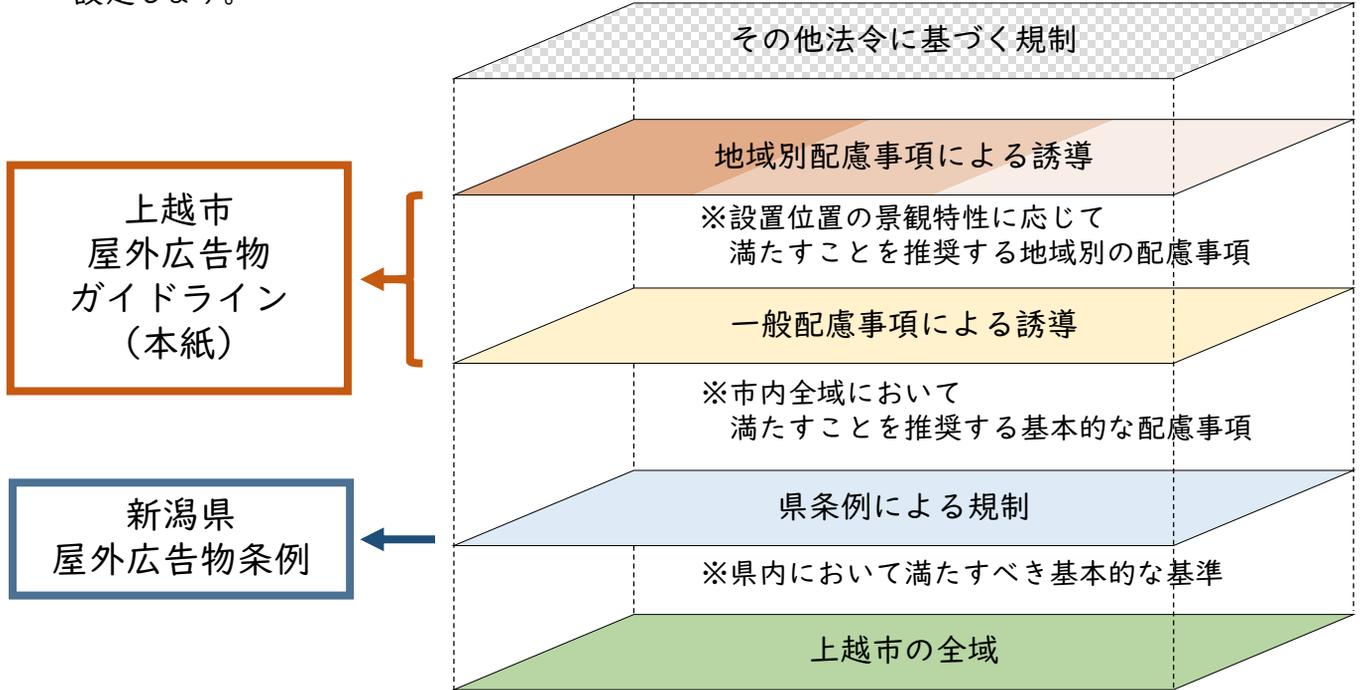
➤規制内容は上越市ホームページで確認できます。



eマップ
じょうえつ

《ガイドラインの構成及び新潟県屋外広告物条例との関係》

- ◆ 当市は、広い市域に多様な景観特性を有する地域が存在することから、市内全域における基本的な配慮事項を示す[一般配慮事項]と設置位置の景観特性に応じた配慮事項を示す[地域別配慮事項]を設定します。



- ◆ 上越市内に設置されるすべての屋外広告物は「新潟県屋外広告物条例」による規制の対象です。
- ◆ 本ガイドラインは、「新潟県屋外広告物条例」と同様に、上越市内に設置されるすべての屋外広告物を対象としますが、当市独自の屋外広告物の目指すべき姿を示すものであり、法的規制や届出の義務等が生じるものではありません。

《問合せ》

- ◆ 本ガイドラインについては、下記の担当係にお問い合わせください。
- ◆ 上越市景観アドバイザー制度を活用できます。色彩やデザイン等にお悩みの際は、当市が委嘱している景観アドバイザーが個別にアドバイスさせていただきます。

住所：〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市都市整備部都市整備課計画係

TEL：025-520-5763

Eメール：toshi-keikan@city.joetsu.lg.jp



「#上越をよう」
My Favorite Joetsu

～好きな上越の景色 伝えたい上越の魅力～



上越市の魅力ある景色と屋外広告物との「調和」「保全」「創出」「持続可能性」を目指します。